当法人等に関する真実に相違した内容をインターネットに掲載した投稿者の「謝罪文」と、 東京地方裁判所の判決について

公益財団法人生長の家社会事業団

令和4年4月25日、インターネット上の電子掲示板に、 tapirと称する匿名の投稿者により当法人等に関して 真実と相違した内容が公然と掲載され、当法人の名誉権が 侵害される事件が生じました。

このため、当法人は、やむなく法的救済を求めて、東京地方裁判所にプロバイダ(インターネット接続事業者)を相手方として「発信者情報開示請求訴訟」を提訴しましたところ、令和5年5月24日、同裁判所は、「本件投稿による原告(注、当法人)の権利(名誉権)の侵害は明白である」と認定して、プロバイダに発信者情報開示を命じる判決を下し、当法人の勝訴が確定しました。(令和4年(ワ)第31267号)

この判決を受けて、投稿者本人と円満に解決するため、「調停による解決」を申し立てましたところ、投稿者は、「真実と相違した憶測の内容」の投稿により当法人に多大な迷惑をかけたことを認めて、謝罪、損害賠償及び投稿の削除を約束し、令和6年7月24日、本件調停が、円満に成立しました。

つきましては、本件調停条項の第5項に基づき、当法人 の公式ホームページに、投稿者本人の「謝罪文」を以下の とおり掲載します。

また、【参考】として上記東京地方裁判所の「判決」を併せて掲載します。

私こと、Tapirを名乗る投稿者は、「せっかく掲示板」の「山ちゃん様の正論!生長の家『本流復活』について考える(続したらば版)」の2022年4月25日11時34分の投稿によって、公益財団法人生長の家社会事業団及び宗教法人生長の家創始者谷口雅春先生を学ぶ会の名誉権を侵害する真実と異なる憶測の内容を投稿し多大の迷惑をおかけしましたことを謝罪致します。当該投稿は撤回し、削除を致します。

令和6年7月24日 投稿者名Tapir

以上

【参考】

令和5年5月24日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 令和4年(ワ)第31267号 発信者情報開示請求事件 口頭弁論終結日 令和5年4月19日

判

東京都国立市富士見台2丁目39番地の1

原 告 公益財団法人生長の家社会事業団

同代表者代表理事 久 保 文 剛

同訴訟代理人弁護士 内 田 智

東京都品川区東品川4丁目12番4号

被 告 ビッグローブ株式会社

同代表者代表取締役 山 田 靖 久

同訴訟代理人弁護士 髙 橋 利 昌

主 文

- 1 被告は、原告に対し、別紙発信者情報目録記載の各情報を開示せよ。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

主文同旨

第2 事案の概要

本件は、原告が、被告を経由プロバイダとして、「せっかくネット」が管理運営しているインターネット上の「せっかく掲示板」という無料レンタル掲示板(以下「本件掲示板」という。)に原告に関する記事が投稿され、それにより原告の名誉が毀損されていることが明らかであると主張して、被告に対し、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(令和3年法律第27号による改正後のもの。以下「法」という。)5条1項に基づき、別紙発信者情報目録記載の各情報(以下「本件各情報」という。)の開示を求める事案である。

- 1 前提事実(認定に用いた証拠は括弧内に示した。)
- (1) 原告は、昭和21年1月8日に、谷口雅春によって設立された財団法人であり、 平成24年4月1日に公益財団法人に移行した(甲7)。
- (2) 被告は、電気通信事業を営み、法2条3号にいう「特定電気通信役務提供者」に該当する者である。
 - (3)ア 原告は、令和4年1月31日、阪田成一(以下「阪田」という。)が執筆した 記事を広報誌に掲載してこれを不特定多数人に配布したことが原告に対する名誉棄 損等に該当すると主張して、また、阪田が、原告が著作権を有する著作物を複製して、 当該著作物に係る原告の複製権を侵害したと主張して、阪田に対し、不法行為に基づ き、損害賠償を請求する訴訟(以下「別件訴訟1」という。)を東京地方裁判所に提起 した(甲8、9)。
 - イ 原告及び株式会社光明思想社(以下「思想社」という。)は、令和4年3月9日、原告が複製権及び頒布権を、また、思想社が出版権を有する著作物を、阪田が、原告及び思想社の許諾なく掲載した出版物を複製して発行し、原告及び思想社の上記権利を侵害したなどと主張して、不法行為及び著作権法112条等に基づき、出版物の差止及び損害賠償等を請求する訴訟(以下「別件訴訟2」という。)を東京地方裁判所に提起した(甲11)。
 - (4) 本件掲示板の「山ちゃん様の正論! 生長の家『本流復活』について考える(続したらば版)」というスレッド(以下「本件スレッド」という。)に、別紙投稿記事目録の「投稿日時」欄記載の日時に、同目録の「投稿内容」欄記載の記事が投稿された(甲1。以下「本件投稿」という。)。
 - (5) 本件投稿は、被告を経由プロバイダとして行われたものであるから(甲2から4まで)、被告は、法5条1項にいう「特定電気通信役務提供者」(すなわち、法2条7号にいう「開示関係役務提供者」)に当たる。
 - 2 争点及びこれに関する当事者の主張
 - (1) 本件が司法審査の対象となるか

(被告の主張)

本件の訴えは、形式的には法律上の争訟であるが、実際には、生長の家内部における宗教の教義上の争いであり、裁判での決着に馴染まないものであるから、不適法なものとして却下されるべきである。

(原告の主張)

争う。

15

(2) 本件投稿の権利侵害の明白性の有無(同定可能性の点を含む。)

(原告の主張)

ア 本件投稿は、その直前に投稿され、別件訴訟1又は2につき、原告を論じている「通行人」による投稿の中の「「生長の家の神示」からの引用をすれば、『生命の實相』の著作権法違反として訴えてくるのだから、ここまでくれば「言論弾圧」以外に何ものもない。」との記載を引用した上で、「事業団と学ぶ会は、言論弾圧、言論封殺を繰り返して、生長の家人類光明化運動を妨害しています」と記載しているから、本件投稿の対象が原告であることは明らかである。

イ 本件投稿は、上記アの記載に加え、日本教文社から発行されていた『生命の實相』を引用した書籍が次々に品切れ、発行停止になっているのは、原告から類纂や引用について著作権法違反だと圧力をかけられているからである、谷口雅春と徳久克己元本部講師の言論を封殺しているのは原告と学ぶ会であるといった事実を摘示して、本件投稿の一般読者の普通の読み方を基準として、原告が言論封殺(弾圧)をし、人類光明化運動を妨害する団体であるとの印象を与えるものであるから、原告の社会的評価を低下させる。

ウ 原告は、『生命の實相』の著作権を有しており、定款に則して適正に権利行使を しているだけで、言論封殺(弾圧)や人類光明化運動の妨害を行っていないから、本 件投稿に違法性阻却事由はない。したがって、本件投稿が原告の権利(名誉権)を侵 害することは明白である。

(被告の主張)

ア 本件投稿が原告の権利(名誉権)を侵害することが明白である旨の主張は争う。 イ 本件スレッドや本件投稿には「○○事業団」、「事業団」といった記載しかなく、 本件投稿が原告に関する投稿であるか明らかとはいえない。

また、被告が、IPアドレスの使用者(以下「意見照会対象者」という。)の意見を 聴取するための照会を行ったところ、その者から、本件投稿は、その前後の一連の投稿の一部を構成するもので、多くの読者が抱えている思いを代弁したにすぎないこと、 原告代表者等が行うべき創始者(谷口雅春)の著書『生命の實相』等の出版が異常に 停滞しており、信徒において創始者の著作が利用できず、大変な混乱が生じていることからすると、本件投稿において原告の問題点を指摘することは公益性があり、その 表現も社会通念上、許容範囲内であるといえるから、違法性阻却事由がないとはいえないことなどを理由として、発信者情報の開示に同意しない旨の回答を受けている (なお、意見照会対象者は、本件投稿は、同人の妻が行ったものである旨述べている。)。

(3) 特定発信者情報の開示を受けるべき正当な理由の有無

(原告の主張)

15 原告は、本件投稿の投稿者に対して、名誉毀損等の不法行為を理由とする損害賠償 等の請求と名誉毀損罪の刑事告訴を行う予定であるから、被告が有する本件各情報の 開示を受けるべき正当な理由がある。

(被告の主張)

不知

20 第3 判断

1 本件が司法審査の対象となるかについて

被告は、本件の訴えについて、(実質的には)生長の家内部における宗教の教義上の争いであり、裁判での決着に馴染まないものであり、法律上の争訟に当たらないとして、不適法である旨主張する。しかし、本件の訴えは、法に基づく発信者情報開示請求であり、法の定める要件該当性の判断については、教義の内容に立ち入ることなく、行うことができるから、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たるというべ

きである。したがって、本件は司法審査の対象となるものであり、被告の上記主張は 採用できない。

- 2 本件投稿の権利侵害の明白性の有無(同定可能性の点を含む。)について
- (1) 被告は、本件投稿の対象と原告との同定可能性を問題とするが、本件スレッド の名称やそこに投稿された記事の内容(甲1)からすれば、生長の家に関する話題の ものであり、その中で本件投稿において「事業団」と呼称すれば、本件スレッドの一般の読者において、原告を指すと理解できることは明らかであるといえる。したがって、本件投稿の対象と原告との同定可能性はあると認められる。
 - (2) 名誉毀損の成否について
- 本件投稿は、原告が、言論封殺(弾圧)を繰り返して、人類光明化運動を妨害していること、日本教文社から発行されていた『生命の實相』を引用した書籍が次々に品切れ、発行停止になっているのは、原告から類纂や引用について著作権法違反だと圧力をかけられているからであるということ、谷口雅春と徳久克己元本部講師の言論を封殺しているのは原告であることといった事実を摘示するものであると認められる(甲1)。そして、本件投稿の一般の読者の普通の注意と読み方を基準とした場合、原告が言論封殺(弾圧)をし、人類光明化運動を妨害する団体であるとの印象を与えるものであるといえるから、本件投稿は、原告の社会的評価を低下させるものであるといえる。
- (3) 違法性阻却事由の有無について
- ア インターネット上の掲示板への投稿が、原告の社会的評価を低下させるものであっても、その内容が公共の利害に関する事実に係り、その目的が専ら公益を図ることにあった場合であって、その摘示する事実が真実であることが証明されたときには違法性が阻却される。そうすると、本件投稿による原告の権利(名誉権)の侵害が明白であるというためには、本件投稿に上記のような違法性阻却事由の存在がうかがわれないことを要するというべきである。

イ そこで検討すると、確かに、甲1及び乙1によれば、生長の家の信徒の間で、

内部的な紛争があることがうかがわれ、また、原告らが、阪田に対して、別件訴訟1 及び2を提起したことも認められる(前記前提事実(3))。しかし、意見照会対象者から 送付された資料として被告が提出する証拠(乙1)によっても、直ちに、原告が、日 本教文社や阪田らに対して圧力をかけて、言論封殺(弾圧)をし、人類光明化運動を 妨害していると認めることは困難である。かえって、証拠(甲13)によれば、本件 投稿が、原告の圧力により品切れ、発行停止になったものと指摘する書籍のうち、少 なくとも、徳久克己の著作による「『生命の實相』に学ぶ」(日本教文社刊)は、令和 5年4月時点でも販売されていることが窺える。そうすると、少なくとも、本件投稿 の摘示事実が真実であることの立証は難しいことが予想され、現段階において、真実 性の抗弁が認められる公算が相応にあるとはいえないから、本件投稿に違法性阻却事 由の存在が窺われるということはできない。

- (3) 以上によれば、本件投稿による原告の権利(名誉権)の侵害は明白であるといえる。
 - 3 発信者情報の開示を受けるべき正当な理由の有無について
- 15 甲12及び弁論の全趣旨によれば、本件の開示請求は、原告が本件投稿の投稿者に 対して損害賠償等の請求等を行うためにされたものと認められるから、発信者情報の 開示を受けるべき正当な理由があるといえる。
 - 4 以上のとおりであるから、被告に対して、本件投稿を行った投稿者(すなわち発信者)に係る本件各情報の開示を求める原告の請求は理由がある。よって、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第44部

裁判官旅译知行電

25

発信者情報目録

- 5 別紙投稿記事目録記載の I Pアドレスを同目録記載の投稿日時に割り当てられて いた者に関する以下の情報
 - 1 氏名又は名称
 - 2 住所
- 10 3 電話番号
 - 4 メールアドレス

投稿記事目録

e particular and the second	
閲覧用 URL	https://bbs5.sekkaku.net/bbs/toki2/mode=res&log=7386
投稿番号	50359
投稿者名	tapir
スレッド名	言論封殺をしている〇〇事業団と〇〇先生を学ぶ会
投稿内容	事業団と学ぶ会は、言論弾圧、言論封殺を繰り返して、生
	長の家人類光明化運動を妨害しています。
	日本教文社から発行されていた『生命の實相』を引用した
	書籍が、次々に品切れ、発行停止になっています。社会事
	業団から類纂はもちろん引用でさえ、「著作権法違反」だ
	と圧力をかけられているからでしょう。
	品切れ、発行停止になった書籍と聖典
	〇新版『光明の生活法』(谷口雅春)
	○『生命の教育』(谷口雅春)
	〇「『生命の實相』に学ぶ」(徳久克己)
Control of the	さがせば、まだあるかも知れません。
	谷口雅春先生と徳久克己元本部講師の言論を封殺している
	のは、事業団と学ぶ会なのです。
I Pアドレス	2404:7a81:620:c800:14a1:3e57:455b:c2f5
投稿日時	2022/04/25 11:34:45

